

一般社団法人 日本検査機器工業会 運営会則

平成21年 5月 26日 改訂



一般社団法人 日本検査機器工業会

(略称 検機会)

Japan Inspection Instruments Manufacturers' Association

略称「JIMA」

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、一般社団法人 日本検査機器工業会（略称「検機会」）と称し、英文では Japan Inspection Instruments Manufacturers' Association（略称「JIMA」）と表示する。

第2条 (会則の定義)

本会は、一般社団法人 日本検査機器工業会の定款および一般社団法人法に則り運営されるが、細則については本会則に規定する。

第3条 (主たる事務所の所在地)

本会は、主たる事務所を東京都北区に置く。

2. 本会は評議理事会の承認を経て必要な地に支部を置くことができる。

第4条 (目的)

本会は、あらゆる産業分野で要求される製品・設備の品質・安全に関する検査機器システム（電磁・磁粉・浸透・放射線・超音波・光・その他の測定技術等を利用して製品・設備の検査を行うことを目的とした機器およびこれに関連する部品、附属品等を含むシステム。以下同じ。）に関する標準化の推進、品質および安全性の確保、技術の向上等を図ることにより、業界の健全な発展と、製造物・建造物など国民が安心して利用できる製品・環境づくりに寄与し、もって国民の利益向上に貢献することを目的とする。

第5条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 検査機器およびその関連資材に関する標準化の推進ならびに規格の作成。
- (2) 検査機器の品質および安全性ならびに技術の向上に関する調査研究。
- (3) 検査機器の生産、流通および貿易の増進ならびに改善。
- (4) 検査機器に関する展示会および技術指導などに関する講習会、研修会の開催ならびに参加。
- (5) 検査機器に関する法令、基準等の周知徹底および行政施策に対する協力。
- (6) 各種検査試験片の企画、製造および販売。
- (7) 知的財産権（著作権、商品化権等）の実施、使用、利用許諾、維持、管理。
- (8) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業。

第2章 会員

第6条 (会員の種別)

本会の会員は、正会員、賛助会員および名誉会員とする。

2. 会員は本会の目的、事業および運営に賛同する団体または個人で第7条入会の規定により本会の正会員たる資格を得たものとする。
3. 賛助会員は、正会員以外で、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする団体または個人とする。賛助会員は総会に出席できるものとする。また、部会においては幹事会の承認を受けて会議に参加できるものとする。賛助会員は意見を述べることはできるが、議決に加わることはできない。
4. 名誉会員は、本会对し特に功労があり、評議理事会の推薦により総会の承認を受けたものとする。
5. 会員は、定款ならびに本会則、総会・評議理事会・および部会の議決を遵守しなければならない。

第7条 (入会)

本会に入会しようとするものは、所定の手続きにより評議理事会の承認を得なければならない。

2. 会社人又は団体たる会員にあっては、本会に対する代表者(「会社代表者」という)およびその代理人(「代理人」という)各1名を本会に届出なければならない。
3. 会社代表者および代理人を変更した場合は、速やかに変更届を会長に提出しなければならない。
4. 会員は既存の部会に1つ以上所属登録することを原則とする。
5. 会員は部会の中の委員会に1つ以上所属登録することを原則とする。

第8条 (入会金および年会費)

会員は別表に定める入会金、年会費を納入しなければならない。

2. 会費の徴収に関する細目は、評議理事会の承認を経て別に定める。
3. 退会、除名、資格変更、資格喪失の場合には、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。
4. 賛助会員は別表に定める入会金、年会費を納入しなければならない。
5. 賛助会員が正会員になるときは、差額を納入するものとする。
6. 期の途中で入会又は資格変更の場合には、当期の年会費は全額を支払うものとし月割り計算は行わない。

第9条（負担金）

本会は、事業を実施するにあたり必要ある時は、その実施に伴う経費（以下「負担金」という。）を徴収することができる。

2. 負担金に関して必要な事項は評議理事会が定め総会の承認を得るものとする。

第10条（退会）

会員が本会を退会しようとするときは、その理由を記載した退会届を会長に提出し、評議理事会の承認を得なければならない。

2. 会員が次の項目のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。
 - (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
 - (2) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。
 - (3) 法人が解散又は破産したとき。
 - (4) 除名されたとき。
 - (5) 会費などの支払いが3ヶ月以上遅延し、評議理事会が退会を承認したとき。

第11条（制裁および除名）

本会は会員が次の項目のいずれかに該当するときは、総会の議決により当該会員に対してその旨を通知し、戒告、資格停止、退会または除名することができる。

- (1) 本会の定款又は総会の議決に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉をき損又は本会の目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他会員としての義務を履行しないとき。
2. 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第12条（会員資格の喪失に伴う権利および義務）

会員が第10条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れることができない。

第13条（会員名簿）

本会は、会員の氏名又は名称および住所を記載した名簿を作成する。

第14条（役員）

本会に次の役員を置く。

- | | |
|----|------|
| 理事 | 2名以上 |
| 監事 | 1名 |

会長	1名
副会長	1～3名
評議理事	6名以上15名以内
部会幹事	各部会4名以上
会計部長	1名
会計監査	1名
専務理事	若干名

2. 上記役員は重任することを妨げない。

第15条（選任）

部会は各部会で幹事の数を決め、部会総会で幹事を選任する。

2. 各部会の幹事会において、幹事の中から部会長1名、副部会長2名以内を選任し、部会代表の評議理事とする。但し、新規に追加部会の申請があったときには、評議理事会において規模、将来性等を検討した上で追加部会の評議理事数を決定する。
3. 会長は、評議理事会において評議理事の中から選任し、総会の承認を得るものとする。
なお、会長は理事となり、理事の承認を経て代表理事となる。
4. 副会長は、評議理事会において評議理事の中から選任し、総会の承認を得るものとする。なお、副会長は理事となる。
5. 監事は、評議理事会において評議理事の中から選任し、総会の承認を得るものとする。
6. 会計部長、会計監査、専務理事は会長が推薦し評議理事会がこれを承認する。
7. 評議理事会の長は会長が務める。
8. 必要に応じて評議理事会において推薦された者を顧問とすることができる。

第16条（役員の職務）

理事は、定款および総会・評議理事会の決議に基づき本会の業務を遂行する。

2. 会長は、本会を代表しその業務を統括する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときは会長の職務を代行する。
4. 会計部長は本会全体の予算、実績管理と会計報告を行う。会計部長は各会議に出席し意見を述べることができるが、議決に加わることはできない。
5. 会長は、評議理事会を統括する。
6. 評議理事は、評議理事会を運営する。
7. 専務理事は、会長および副会長を補佐する。
8. 監事は、各会議に出席し、意見を述べるができるが、議決に加わることはできない。監事は定款第25条の5項に掲げる職務を行う。
9. 部会幹事は、部会幹事会を通じて部会の運営を統括する。
10. 会計監査は、本会全体の予算、実績管理と会計報告の監査を行う。会計監査は各会議

に出席し、意見を述べることができるが、議決に加わることはできない。

第 17 条（任期）

理事の任期は選任後 2 年内の最終の事業年度に関する定時総会の終了の時までとし、監事の任期は選任後 4 年内の最終の事業年度に関する定時総会の終了の時までとする。但し、再任を妨げない。原則として、理事及び監事の任期は二期を越えないこととする。

2. 理事、監事以外の役員の任期は就任後 1 年内の最終の事業年度に関する定時総会終了の時までとする。但し、再任を妨げない。
3. 会員が何らかの理由で役員であるところの会社代表者、代理人を変更した場合には、前項および第 15 条の規定に関わらず評議理事会の承認を経て新役員を選任することができる。但し、その任期は前任者の残任期とする。
4. 任期満了前に退任した理事および監事の補欠として、又は増員により選任された理事および監事の任期は前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

第 18 条（役員の欠員）

役員の定数が欠けたときは、前条第 4 項の規定により補充される場合のほか、欠員が業務の執行に差し支えないと評議理事会が認めた場合には、この限りではない。

第 19 条（役員の辞任）

役員が辞任しようとする時は、評議理事会の承認を得るものとする。

第 20 条（役員の解任）

本会の役員としてふさわしくない行為があった場合は、総会の議決により役員を解任することができる。この場合の総会の議決には出席会員の過半数の同意を必要とする。

2. 前項の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任議決を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第 21 条（報酬）

本会の役員は、無報酬とする。但し、常勤する役員については、総会の定めるところにより報酬を支給することができる。

第 22 条（顧問）

本会に、顧問を置くことができる。

2. 顧問は評議理事会の承認を経て会長が委嘱する。
3. 顧問は、本会の重要な業務に関して会長の諮問に応ずる。

4. 顧問は、本会の会議に出席して意見を述べることができる。但し、議決に加わることはできない。
5. 顧問の報酬は評議理事会が定めるところにより支給することができる。

第3章 会議

第23条（会議の種別）

会議は、総会、評議理事会、部会、部会幹事会、委員会とする。

2. 総会は、定時総会および臨時総会とする。
3. 設立時の部会は、放射線部会、電磁部会、磁粉・浸透部会、超音波部会、特別部会とする。

第24条（総会）

総会は、正会員をもって構成する。

2. 定時総会は事業年度終了後2ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。
3. 総会は、次の事項について議決するものとする。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 役員を選任および解任
 - (3) 事業計画および収支予算
 - (4) 事業報告および収支決算
 - (5) 解散
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) その他定款で定められた事項、および評議理事より付議された事項
4. 賛助会員は第6条3項の規定により出席はできるものとする。

第25条（評議理事会）

評議理事会は、第15条2項の評議理事をもって構成し、本会運営の中核として企画、立案と業務の遂行を各部会に促進し、本会の必要事項を審議する。

2. 評議理事会は理事より付議された事項について、審議、運営する。
3. 評議理事会は本会の会計について、必要に応じて審査することができる。
4. 評議理事会はこの会則に規定するものの他、次の事項を審議し総会に議案を提出する。
 - (1) 本会の事業全体の企画、立案、執行に関する件
 - (2) 総会に付議する事項
 - (3) 新しい部会設立に関する事項
 - (4) その他本会の運営に関する事項

第 26 条（部会および部会幹事会）

各部会は、各部会登録の正会員、賛助会員をもって構成する。

2. 各部会幹事会は、各部会の幹事をもって構成する。
3. 部会総会および幹事会は、各部会単位の事業を推進するために、次の事項を審議する。
 - (1) 部会単位の事業計画・予算の立案
 - (2) 部会単位の事業推進
 - (3) 部会単位の委員会推進
 - (4) 評議理事会への立案、提案
 - (5) 全体合同事業協力・推進
 - (6) その他部会の運営に関する事項
4. 正会員の 5 社以上が共同して追加部会の新規設立を評議理事会に申請ができるものとする。追加部会の設立を条件に正会員に資格変更することを約する賛助会員はこの数に加えるものとする。

第 27 条（委員会）

本会は事業の必要に応じ、評議理事会が定めるところに従い共通委員会および特別委員会を設けることができる。

2. 共通委員会・特別委員会の委員は、会長がこれを委嘱する。
3. 共通委員会および特別委員会の組織ならびに運営に関して必要な事項は評議理事会において別に定める。
4. 本会は事業の必要に応じ、部会幹事会の定めるところに従い部会委員会を設けることができる。
5. 部会委員会の委員は、部会長がこれを委嘱する。
6. 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し又は審議する

第 28 条（招集）

定時総会は毎年 1 回、事業年度開始後 2 ヶ月以内に会長が召集する。

2. 臨時総会は、会長又は監事が必要と認めた時はこれを召集する。
3. 臨時総会は、評議理事の過半数から請求があった時、または会員の 3 分の 1 以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があった時は 1 ヶ月以内に会長が召集しなければならない。
4. 評議理事会は、会長が必要と認めた時はこれを召集する。但し、評議理事の過半数から請求があった時はこれを召集しなければならない。
5. 会議を召集する時は、会日の 10 日前までに会議の目的たる事項、日時および場所を記載した文章をもって、会議の会員に通知しなければならない。

第 29 条（議長）

総会の議長は、会長がこれにあたる。

2. 評議理事会の議長は、会長がこれにあたる。
3. 部会・各部会幹事会の議長は、部会長がこれにあたる。
4. 第 28 条第 3 項の規定により請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席会員のうちから議長を選出する。

第 30 条（議決方法）

会議は、その正会員の過半数の出席(委任状含む)がなければ開会することができない。

2. 会議の事項は、出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。但し、総会において第 11 条 2 項および第 24 条第 3 項(1)(5)および(6)の議事については、正会員総議決権数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。
3. 総会・部会における議決は、第 7 条第 2 項の規定により届出た会社代表者またはその代理人が出席してこれを行行使するものとする。但し出席できない時は、他の会員の議決権行使者に委任することを妨げない。
4. 前 2 項の規定により会議における議決権を行行使できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行行使することができる。
5. 第 3 項または第 4 項の但し書、もしくは前項の規定により議決権を行行使した正会員は、当該会議に出席したものとみなす。
6. 会議における議決権は、1 正会員につき 1 個とする。

第 31 条（議案）

総会、評議理事会、部会総会および部会幹事会においては、第 28 条第 5 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。但し、議事が緊急を要するもので、出席正会員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2. 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について議決権を行行使することができない。

第 32 条（緊急議案）

総会において、会議召集の通知を発した後、付議すべき事項が生じた場合、出席正会員の 3 分の 2 以上の同意があった時はこれを総会の付議事項とすることができる。

第 33 条（通知）

総会において議決された事項は、会員に通知するものとする。

2. 評議理事会において議決された事項は、評議理事に通知するものとする。
3. 部会総会および部会幹事会において議決された事項は、部会員に通知するものとする。

第34条（議事録）

各会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 正会員数および出席正会員数ならびにその他出席者
- (3) 議事の経過の要領
- (4) 議事録署名人に関する事項

2. 議事録には、各議長ほか選任された議事録署名人1名が記名捺印しなくてはならない。

第4章 資産および会計

第35条（資産の構成）

本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 基金
- (2) 入会金
- (3) 年会費
- (4) 負担金
- (5) 事業収入
- (6) 商品
- (7) 寄付金品
- (8) その他の収入

第36条（資産の管理）

本会の資産は会長が管理し、会長は、各事業年度、次に掲げる書類およびこれらの書類の記載を補足する重要な事実を記載した書類を作成しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 事業報告書
- (4) 剰余金の処分または損失の処理に関する議案

2. 会長は前項各号に掲げる書類を定時総会に提出し、承認を求めなければならない。

第37条（経費の支弁）

本会の経費は、資産をもって支弁する。

第 38 条（経費の支払い・精算）

経費の支払い・精算については別途「会計規定」に基づき行うものとする。

第 39 条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

第 40 条（事業計画と予算）

各部会の事業計画および予算案は各幹事会が作成し、当該事業年度開始後 1 ヶ月以内に各部会の承認を経て、評議理事会に提出しなければならない。

2. 本会の事業計画および予算案は評議理事会が審議、作成し、理事の承認後、当該事業年度開始後 2 ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

第 41 条（事業報告と決算報告）

本会の事業報告書は評議理事会が作成し、収支決算書および財産目録は本部会計部長が毎事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、会計監査の監査を経た上、評議理事会の承認を得、当該事業年度終了後 2 ヶ月以内に総会の議決を得なければならない。

第 36 条 2 項について会長が定時総会に提出し承認を得なければならない。

2. 前項の議決を得た事業報告書、決算書および財産目録は、当該事業年度終了後 3 ヶ月以内に全会員に通知しなければならない。

第 5 章 慶弔費

第 42 条（慶弔費）

本会に登録された代表者、代理人に祝い事、弔い事が生じた場合には、評議理事会の決定により慶弔費の支払い、供花を送るものとする。

2. その他、前項に拘わらず本会が必要と認めた関係者の場合にもこれに準ずる扱いをするものとする。

第 6 章 定款および会則の変更ならびに解散

第 43 条（定款・会則の変更）

定款およびこの会則を変更するには、総会において正会員総議決権数の 3 分の 2 以上の議決を必要とする。

第 44 条（解散の事由）

本会は次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 本会の他と団体との合併
- (3) 正会員が一人もいなくなったとき
- (4) 本会の破産
- (5) 解散を命ずる裁判

第 7 章 清算

第 45 条（清算方法）

本会の解散の場合における本会財産の処分方法は、総会の決議をもってこれを定める。
ただし一般社団法人法の規定により、理事又はその選任した者において清算することを妨げない。

- 2 . 清算人の選任および解任は総会の決議によりこれを定める。

第 46 条（残余財産の帰属）

本会の残余財産の帰属は、総会の決議によりこれを定める。

第 8 章 事務局

第 47 条（事務局）

本会に、事務を処理するため、複数の事務局を置くことができる。

- 2 . 事務局には、事務局長および所要の職員を置くことができる。
- 3 . 事務局長は、評議理事会の承認を経て会長が委嘱し、職員は会長が任免する。
- 4 . 事務局の組織ならびに運営に関して必要な事項は評議理事会において定める。
- 5 . 本会は、その主たる事務所に、次の各号に掲げる書類を備えなければならない。
 - (1) 定款
 - (2) 理事および監事の氏名および住所を記載した書類
 - (3) 各事業年度の事業報告書と決算報告書
 - (4) 収入支出に関する帳簿および証拠書類
 - (5) 行政庁の許可、認可等を必要とする事業を行う場合は、その許可、認可等を受けていることを証する書類
 - (6) 定款に定める機関の議事に関する書類

第9章 附 則

第48条（最初の事業年度）

本会の最初の事業年度は本法人設立の日から平成20年3月31日までとする。

第49条（最初の理事および監事の任期）

本会の最初の理事および監事の任期は、就任後1年内の最終の事業年度に関する定時総会の終了の時までとする。

第50条 この運営会則に規定のない事項はすべて一般社団法人法その他の法令によるものとする。

平成20年5月30日制定

平成21年5月26日改訂

別表

一般社団法人 日本検査機器工業会 会費規定

	入会金	年会費
正会員	50,000円	90,000円
賛助会員		45,000円

平成20年5月30日改訂
平成21年5月26日再承認